

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド（第7版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年8月21日付け厚生労働省発食安0821第1号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1043号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">12.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">23.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">9.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">14.0</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	12.9	幼小児（1～6歳）	23.3	妊婦	9.7	高齢者（65歳以上）	14.0
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	12.9											
幼小児（1～6歳）	23.3											
妊婦	9.7											
高齢者（65歳以上）	14.0											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

シアゾファミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.3	0.3
小豆類	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
こんにゃくいも	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 25	25
かぶ類の根	○ 0.3	0.3
かぶ類の葉	○ 20	20
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.7	0.7
ケール	○ 15	15
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 3	3
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
わけぎ	○ 5	5

シアゾファミド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のゆり科野菜	○ 3	3
にんじん	○ 0.09	0.09
みつば	○ 10	10
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろりり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
まくわり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 25	25
しょうが	○ 3	3
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 10	10
みかん	○ 0.7	0.7
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
もも	○ 0.3	0.3
ネクタリン	○ 1	1
いちご	○ 0.7	0.7
ぶどう	○ 10	10
パパイヤ	○ 0.5	0.5
その他の果実	○ 1	1
ホップ	○ 10	
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ	○ 15	15

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリフルキナゾン（第2版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第2号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピリフルキナゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.005 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1045号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月24日～12月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>45.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>26.7</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	26.6	幼小児（1～6歳）	45.1	妊婦	21.7	高齢者（65歳以上）	26.7
	EDI/ADI (%)										
国民平均	26.6										
幼小児（1～6歳）	45.1										
妊婦	21.7										
高齢者（65歳以上）	26.7										
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ピリフルキナゾン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 20	
はくさい	○ 1	

ピリフルキナゾン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
キャベツ	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 2	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	
アスパラガス	○ 0.5	
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.3	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.2	
メロン類果実	○ 0.2	
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実	○ 1	1
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.7	0.7
あんず(アブリコットを含む。)	○ 5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	
うめ	○ 5	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.5	0.5
マンゴー	○ 1	
茶	○ 20	20
その他のスパイス	○ 5	5

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン（第2版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第3号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ブプロフェジンの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1046号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">36.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">68.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">33.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">36.4</td> </tr> </tbody> </table>			EDI/ADI (%)	国民平均	36.3	幼小児（1～6歳）	68.6	妊婦	33.0	高齢者（65歳以上）	36.4
	EDI/ADI (%)											
国民平均	36.3											
幼小児（1～6歳）	68.6											
妊婦	33.0											
高齢者（65歳以上）	36.4											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ブプロフェジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	0.5
小麦	○ 0.3	0.3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 13	13
その他のきく科野菜	○ 3	3
トマト	○ 1	1

ブプロフェジン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ピーマン	○ 2	0.5
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜	○ 10	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.7	0.5
しろうり	○ 0.7	0.5
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.5	0.5
まくわうり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜	○ 0.7	0.5
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	○ 1	0.3
レモン	○ 3	2.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 3	2.5
ライム	○ 3	2.5
その他のかんきつ類果実	○ 3	2.5
りんご	○ 3	2
日本なし	○ 6	2
西洋なし	○ 6	4.0
マルメロ	○ 4	4.0
びわ	○ 4	4.0
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 9	1.9
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.7	0.7
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 2	1.9
うめ	○ 5	1.9
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	1.9
いちご	○ 3	
ぶどう	○ 1	1
かき	○ 1	1
バナナ	○ 0.3	0.2
キウイ	○ 0.5	0.5
パパイヤ	○ 0.9	0.9
アボカド	○ 0.3	0.3
グアバ	○ 0.3	0.3
マンゴー	○ 0.9	0.9
パッションフルーツ	○ 2	2
その他の果実	○ 5	0.7
綿実	○ 0.4	0.35
くり	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.05	0.05
茶	○ 30	20

ブプロフェジン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のスパイス	○ 5	5
その他のハーブ	○ 3	3
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の肝臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.1	0.1
豚の食用部分	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 0.2	0.2
干しぶどう	○ 2	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 10	

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトキシフェノジド（第4版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年8月21日付け厚生労働省発食安0821第4号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メトキシフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.098 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1044号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>TMDI/ADI (%)</td> </tr> <tr> <td>国民平均</td> <td>44.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>78.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>47.6</td> </tr> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	44.1	幼小児（1～6歳）	78.6	妊婦	35.6	高齢者（65歳以上）	47.6
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	44.1										
幼小児（1～6歳）	78.6										
妊婦	35.6										
高齢者（65歳以上）	47.6										
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

メキシフェノジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.5	0.5
小豆類	○ 5	5
えんどう	○ 5	5
そら豆	○ 0.5	0.5
らっかせい	○ 0.03	0.03
その他の豆類	○ 5	0.5
かんしょ	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.3	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.4	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
かぶ類の葉	○ 30	30

メキシフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
クレソン	○ 30	30
はくさい	○ 7	7
キャベツ	○ 7	7
芽キャベツ	○ 7	7
ケール	○ 30	30
こまつな	○ 30	30
きょうな	○ 30	30
チンゲンサイ	○ 30	30
カリフラワー	○ 7	7
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 30	30
アーティチョーク	○ 3	3
チコリ	○ 30	30
エンダイブ	○ 30	30
しゅんぎく	○ 30	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 30	30
その他のさく科野菜	○ 30	30
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
にんじん	○ 0.5	0.5
パセリ	○ 30	30
セロリ	○ 15	15
その他のせり科野菜	○ 30	30
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜	○ 0.3	0.3
ほうれんそう	○ 30	30
オクラ	○ 2	2
未成熟えんどう	○ 2	0.3
未成熟いんげん	○ 2	2
その他の野菜	○ 30	30
なつみかんの果実全体	○ 2	0.7
レモン	○ 3	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	0.7
グレープフルーツ	○ 3	0.7
ライム	○ 3	0.7
その他のかんきつ類果実	○ 3	0.7

メキシフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	○ 2	2
びわ	○ 2	2
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ブルーベリー	○ 4	4
クランベリー	○ 0.7	0.7
ハックルベリー	○ 4	4
ぶどう	○ 1	1
キウイ	○ 0.5	0.5
パパイヤ	○ 1	1
アボカド	○ 0.7	0.7
その他の果実	○ 0.1	0.1
綿実	○ 7	7
ぎんなん	○ 0.1	0.1
くり	○ 0.1	0.1
ペカン	○ 0.1	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類	○ 0.1	0.1
茶	○ 20	20
その他のスパイス	○ 30	30
その他のハーブ	○ 30	30
牛の筋肉	○ 0.2	0.1
豚の筋肉	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.1
牛の脂肪	○ 0.3	0.2
豚の脂肪	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.3	0.2
牛の肝臓	○ 0.2	0.1
豚の肝臓	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.1
牛の腎臓	○ 0.2	0.1
豚の腎臓	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.1
牛の食用部分	○ 0.2	0.1
豚の食用部分	○ 0.2	0.1

メキシフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.1
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家さんの筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家さんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01
すもも(乾燥させたもの)	○ 2	2
干しぶどう	○ 3	3
落花生油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 0.1	0.1
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 20	20

○:平成26年3月10日施行

●:平成26年9月10日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アメトクトラジン											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第12号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	アメトクトラジンの一日摂取許容量（ADI）を2.7 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年1月7日府食第11号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月24日～12月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に審議 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	3.5	幼小児（1～6歳）	5.6	妊婦	2.7	高齢者（65歳以上）	3.8
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	3.5											
幼小児（1～6歳）	5.6											
妊婦	2.7											
高齢者（65歳以上）	3.8											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

アメトトラジン(殺菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしよ	○ 0.05	
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	
かんしょ	○ 0.05	
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	
その他のいも類	○ 0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 50	
かぶ類の葉	○ 50	
クレソン	○ 50	
はくさい	○ 50	
キャベツ	○ 9	
芽キャベツ	○ 9	
ケール	○ 50	
こまつな	○ 50	
きょうな	○ 50	
チンゲンサイ	○ 50	

アメトトラジン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
カリフラワー	○ 9	
ブロッコリー	○ 9	
その他のあぶらな科野菜	○ 50	
チコリ	○ 50	
エンダイブ	○ 50	
しゅんぎく	○ 50	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 50	
その他のさく科野菜	○ 50	
たまねぎ	○ 2	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 20	
にんにく	○ 2	
にら	○ 20	
その他のゆり科野菜	○ 20	
パセリ	○ 40	
セロリ	○ 40	
その他のせり科野菜	○ 40	
トマト	○ 5	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 2	
その他のなす科野菜	○ 50	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 3	
しろりり	○ 3	
その他のうり科野菜	○ 50	
ほうれんそう	○ 50	
オクラ	○ 2	
しょうが	○ 0.05	
しいたけ	○ 2	
その他のきのこ類	○ 2	
その他の野菜	○ 50	
ぶどう	○ 25	
その他の果実	○ 2	
ホップ	○ 30	
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)	○ 0.05	
その他のハーブ	○ 40	
鶏の筋肉	○ 0.03	
その他の家きんの筋肉	○ 0.03	
鶏の脂肪	○ 0.03	
その他の家きんの脂肪	○ 0.03	
鶏の肝臓	○ 0.03	
その他の家きんの肝臓	○ 0.03	
鶏の腎臓	○ 0.03	
その他の家きんの腎臓	○ 0.03	

アメトトラジン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の食用部分	○ 0.03	
その他の家きんの食用部分	○ 0.03	
鶏の卵	○ 0.03	
その他の家きんの卵	○ 0.03	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 15	
干しぶどう	○ 85	

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	フェンピロキシメート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月20日付け厚生労働省発食安0120第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンピロキシメートの一日摂取許容量（ADI）を0.0097 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年1月7日府食第13号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年3月24日～4月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントエート（第2版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第18号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フェントエートの一日摂取許容量（ADI）を0.0029 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年1月21日府食第53号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>59.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>20.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	23.5	幼小児（1～6歳）	59.9	妊婦	25.5	高齢者（65歳以上）	20.5
	EDI/ADI (%)										
国民平均	23.5										
幼小児（1～6歳）	59.9										
妊婦	25.5										
高齢者（65歳以上）	20.5										
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知										

	し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

フェントエート(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.5	0.5
とうもろこし	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.05	0.05
そら豆	○ 0.02	0.02
その他の豆類	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.02	0.02
かぶ類の根	○ 0.02	0.02
かぶ類の葉	○ 0.02	0.02
はくさい	○ 0.02	0.02
キャベツ	○ 0.02	0.02
カリフラワー	○ 0.02	0.02
ブロッコリー	○ 0.05	0.05
ごぼう	○ 0.02	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.1	0.1
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 0.1	0.1
その他のゆり科野菜	○ 0.02	0.02
にんじん	○ 0.1	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しろりり	○ 0.03	0.03
すいか	○ 0.02	0.02
メロン類果実	○ 0.02	0.02
まくわり	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 0.1	0.1
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
未成熟いんげん	○ 0.05	0.05
その他の野菜	○ 0.02	0.02
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
りんご	○ 0.7	0.1

フェントエート(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
日本なし	○ 0.1	0.1
西洋なし	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.1	0.1
うめ	○ 0.02	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 0.02	0.02
かき	○ 0.1	0.1
くり	○ 0.03	0.03
茶	○ 0.02	0.02
その他のスパイス	○ 10	10

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルドリン及びディルドリン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月10日付け厚生労働省発食安1210第4号、平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アルドリンの耐容一日摂取量を0.000025 mg/kg 体重/日及びディルドリンの耐容一日摂取量0.00005 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、本剤は現在製造・使用等が禁止されており、得られているデータが限られていることから、リスク管理機関において引き続き関連情報の収集に努めるべきと考える。 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年1月28日府食第65号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルドリン及びディルドリン（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アルドリンの耐容一日摂取量を0.000025 mg/kg 体重/日及びディルドリンの耐容一日摂取量0.00005 mg/kg 体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ なお、本剤は現在製造・使用等が禁止されており、得られているデータが限られていることから、リスク管理機関において引き続き関連情報の収集に努めるべきと考える。 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年1月28日府食第65号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○（ミネラルウォーター類）

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾシクロチン及びシヘキサチン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月30日付け厚生労働省発食安第1030005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アゾシクロチン及びシヘキサチンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.0026 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月4日府食第89号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成25年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月24日～4月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（不検出基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シヘキサチン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月30日付け厚生労働省発食安第1030003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アゾシクロチン及びシヘキサチンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.0026 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月4日府食第89号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成25年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月24日～4月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（不検出基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,3-ジクロロプロペン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺線虫剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303012号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	1,3-ジクロロプロペンの一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月18日府食第124号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年10月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.4	幼小児（1～6歳）	0.7	妊婦	0.3	高齢者（65歳以上）	0.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.4										
幼小児（1～6歳）	0.7										
妊婦	0.3										
高齢者（65歳以上）	0.4										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準あり)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

1, 3-ジクロロプロペン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.01	
らっかせい	○ 0.01	
ばれいしょ	○ 0.01	
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.01	
かんしょ	○ 0.01	
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.01	
こんにやくいも	○ 0.01	
てんさい	○ 0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.01	
かぶ類の根	○ 0.01	
かぶ類の葉	○ 0.01	
はくさい	○ 0.01	
キャベツ	○ 0.01	
こまつな	○ 0.01	
きょうな	○ 0.01	
チンゲンサイ	○ 0.01	
ごぼう	○ 0.01	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.01	
その他のきく科野菜	○ 0.01	

1, 3-ジクロロプロペン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 0.01	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.01	
にんにく	○ 0.01	
にら	○ 0.01	
わけぎ	○ 0.01	
その他のゆり科野菜	○ 0.01	
にんじん	○ 0.01	
パセリ	○ 0.01	
セロリ	○ 0.01	
みつば	○ 0.01	
トマト	○ 0.01	
ピーマン	○ 0.01	
なす	○ 0.01	
その他のなす科野菜	○ 0.01	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.01	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.01	
しろりり	○ 0.01	
ずいか	○ 0.01	
メロン類果実	○ 0.01	
まくわうり	○ 0.01	
その他のうり科野菜	○ 0.01	
ほうれんそう	○ 0.01	
オクラ	○ 0.01	
しょうが	○ 0.01	
未成熟いんげん	○ 0.01	
えだまめ	○ 0.01	
その他の野菜	○ 0.01	
いちご	○ 0.01	
その他のハーブ	○ 0.01	
ミネラルウォーター類	○ 0.02	0.02

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,3-ジクロロプロペン（清涼飲料水の規格基準の改正）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺線虫剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	1,3-ジクロロプロペンの一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月18日府食第124号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年10月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.4	幼小児（1～6歳）	0.7	妊婦	0.3	高齢者（65歳以上）	0.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.4										
幼小児（1～6歳）	0.7										
妊婦	0.3										
高齢者（65歳以上）	0.4										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○ (ミネラルウォーター類)

1, 3-ジクロロプロペン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.01	
らっかせい	○ 0.01	
ばれいしょ	○ 0.01	
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.01	
かんしょ	○ 0.01	
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.01	
こんにやくいも	○ 0.01	
てんさい	○ 0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.01	
かぶ類の根	○ 0.01	
かぶ類の葉	○ 0.01	
はくさい	○ 0.01	
キャベツ	○ 0.01	
こまつな	○ 0.01	
きょうな	○ 0.01	
チンゲンサイ	○ 0.01	
ごぼう	○ 0.01	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.01	
その他のさく科野菜	○ 0.01	

1, 3-ジクロロプロペン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 0.01	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.01	
にんにく	○ 0.01	
にら	○ 0.01	
わけぎ	○ 0.01	
その他のゆり科野菜	○ 0.01	
にんじん	○ 0.01	
パセリ	○ 0.01	
セロリ	○ 0.01	
みつば	○ 0.01	
トマト	○ 0.01	
ピーマン	○ 0.01	
なす	○ 0.01	
その他のなす科野菜	○ 0.01	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.01	
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.01	
しろりり	○ 0.01	
すいか	○ 0.01	
メロン類果実	○ 0.01	
まくわうり	○ 0.01	
その他のうり科野菜	○ 0.01	
ほうれんそう	○ 0.01	
オクラ	○ 0.01	
しょうが	○ 0.01	
未成熟いんげん	○ 0.01	
えだまめ	○ 0.01	
その他の野菜	○ 0.01	
いちご	○ 0.01	
その他のハーブ	○ 0.01	
ミネラルウォーター類	○ 0.02	0.02

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	γ-BHC（リンデン）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年5月11日付け厚生労働省発食安0511第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	γ-BHC（リンデン）の耐容一日摂取量（TDI）を0.0047 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第176号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	γ-BHC（リンデン）（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	γ-BHC（リンデン）の耐容一日摂取量（TDI）を0.0047 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第176号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○（ミネラルウォーター類）

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロパクロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月9日付け厚生労働省発食安第0909002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロパクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.054 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第177号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を再び行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モリネート										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	モリネートの一日摂取許容量（ADI）を0.0021 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第178号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年10月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>14.8</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	15.0	幼小児（1～6歳）	23.5	妊婦	13.8	高齢者（65歳以上）	14.8
	EDI/ADI (%)										
国民平均	15.0										
幼小児（1～6歳）	23.5										
妊婦	13.8										
高齢者（65歳以上）	14.8										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準あり)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

モリネート(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにゃくいも	●	0.02

モリネート(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のいも類	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.02
その他のさく科野菜	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜	●	0.02

モニタリング(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろりり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハuckleベリー	●	0.02
その他のベリー類果実	●	0.02
ぶどう	●	0.02

モニタリング(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
ペにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス	●	0.02
その他のハーブ	●	0.02
魚介類	○	0.5
ミネラルウォーター類	○	0.006

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モリネート（清涼飲料水の規格基準の改正）										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	モリネートの一日摂取許容量（ADI）を0.0021 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第178号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年10月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>14.8</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	15.0	幼小児（1～6歳）	23.5	妊婦	13.8	高齢者（65歳以上）	14.8
	EDI/ADI (%)										
国民平均	15.0										
幼小児（1～6歳）	23.5										
妊婦	13.8										
高齢者（65歳以上）	14.8										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○（ミネラルウォーター類）

モリネート(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにゃくいも	●	0.02

モリネート(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のいも類	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜	●	0.02

モニタリング(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.02
すもも(ブルーベリーを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハuckleベリー	●	0.02
その他のベリー類果実	●	0.02
ぶどう	●	0.02

モニタリング(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス	●	0.02
その他のハーブ	●	0.02
魚介類	○	0.5
ミネラルウォーター類	○	0.006

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アニロホス
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）【リスク評価結果との関係】</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラクロール（第2版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成25年1月30日付け厚生労働省発食安0130第1号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アラクロールの一日内摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月18日府食第215号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>63.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>35.7</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	35.7	幼小児（1～6歳）	63.9	妊婦	32.0	高齢者（65歳以上）	35.7
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	35.7										
幼小児（1～6歳）	63.9										
妊婦	32.0										
高齢者（65歳以上）	35.7										
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

アラクロール(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類	○ 0.02	0.02
そら豆	○ 0.1	0.1
らっかせい	○ 0.02	0.02
その他の豆類	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.01	0.01
かんしょ	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.01	0.01
さとうきび	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 0.01	0.01
かぶ類の根	○ 0.01	0.01
かぶ類の葉	○ 0.01	0.01
はくさい	○ 0.01	0.01
キャベツ	○ 0.01	0.01
芽キャベツ	○ 0.01	0.01
こまつな	○ 0.01	0.01
ブロッコリー	○ 0.02	
その他のあぶらな科野菜	○ 0.01	0.01
ほうれんそう	○ 0.01	0.01
えだまめ	○ 0.02	
日本なし	○ 0.01	0.01
西洋なし	○ 0.01	0.01
いちご	○ 0.01	0.01
ぶどう	○ 0.01	0.01
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	0.02

アラクロール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家禽の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家禽の脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家禽の肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家禽の腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家禽の食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家禽の卵	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 0.06	0.06
ミネラルウォーター類	○ 0.02	0.02

○:平成26年3月10日施行

●:平成26年9月10日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シエノピラフェン（第5版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成25年1月30日付け厚生労働省発食安0130第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	シエノピラフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年3月18日府食第217号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>16.9</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	14.1	幼小児（1～6歳）	30.0	妊婦	12.8	高齢者（65歳以上）	16.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	14.1										
幼小児（1～6歳）	30.0										
妊婦	12.8										
高齢者（65歳以上）	16.9										
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

シエノピラフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のさく科野菜	○ 10	10
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.7	0.7
その他のなす科野菜	○ 5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
その他の野菜	○ 0.7	
みかん	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 2	2

シエノピラフェン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 3	3
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 0.7	0.7
その他の果実	○ 2	2
茶	○ 60	60
その他のスパイス	○ 15	15
その他のハーブ	○ 30	30

○:平成26年3月10日施行

●:平成26年9月10日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロフェンチオン
評価品目の分類	農薬
用途	殺線虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである時に該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）【リスク評価結果との関係】</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バミドチオン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤・殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成25年3月18日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）【リスク評価結果との関係】</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダフェンチオン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤・殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）【リスク評価結果との関係】</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロニカミド（第5版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成25年1月30日付け厚生労働省発食安0130第4号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フロニカミドの一日摂取許容量（ADI）を0.073 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年3月18日府食第218号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月24日～平成25年12月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>43.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td> <td>24.2</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	23.1	幼小児（1～6歳）	43.1	妊婦	18.8	高齢者（65歳以上）*	24.2
	EDI/ADI (%)										
国民平均	23.1										
幼小児（1～6歳）	43.1										
妊婦	18.8										
高齢者（65歳以上）*	24.2										
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

フロニカミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 5	5
大豆	○ 5	5
小豆類	○ 5	5
ばれいしょ	○ 0.3	0.3

フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.2	
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.2	
その他のいも類	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.6	0.6
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 16	16
かぶ類の根	○ 0.6	0.6
西洋わさび	○ 0.6	0.6
クレソン	○ 4	4
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 16	16
こまつな	○ 16	16
きょうな	○ 16	16
チンゲンサイ	○ 16	16
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 16	16
ごぼう	○ 0.6	0.6
サルシフィー	○ 0.6	0.6
チコリ	○ 4	4
エンダイブ	○ 4	4
しゅんぎく	○ 4	4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 15	15
その他のさく科野菜	○ 4	4
たまねぎ	○ 0.3	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
アスパラガス	○ 2	2
にんじん	○ 0.6	0.6
パースニップ	○ 0.6	0.6
パセリ	○ 4	4
セロリ	○ 4	4
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜	○ 4	4
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	2
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろりり	○ 0.4	0.4
すいか	○ 2	2
メロン類果実	○ 2	2
まくわうり	○ 0.4	0.4

フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のうり科野菜	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	○ 9	9
オクラ	○ 0.4	0.4
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 4	4
みかん	○ 2	
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	
グレープフルーツ	○ 3	
ライム	○ 3	
その他のかんきつ類果実	○ 3	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.2	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(ブルーインを含む。)	○ 0.6	0.6
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 5	5
その他の果実	○ 0.4	0.4
綿実	○ 0.5	0.5
茶	○ 40	40
ホップ	○ 5	5
その他のスパイス	○ 10	
その他のハーブ	○ 16	16
牛の筋肉	○ 0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.08	0.08
牛の脂肪	○ 0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	0.03
牛の肝臓	○ 0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.08	0.08
牛の腎臓	○ 0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.08	0.08
牛の食用部分	○ 0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.08	0.08
乳	○ 0.03	0.03
鶏の筋肉	○ 0.03	0.03
その他の家きんの筋肉	○ 0.03	0.03

フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の脂肪	○ 0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	○ 0.03	0.03
鶏の肝臓	○ 0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	○ 0.03	0.03
鶏の腎臓	○ 0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	○ 0.03	0.03
鶏の食用部分	○ 0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	○ 0.03	0.03
鶏の卵	○ 0.04	0.04
その他の家きんの卵	○ 0.04	0.04
トマトピューレー(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	○ 0.5	0.5
トマトペースト(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	○ 2	2

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミルネブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提をした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）【リスク評価結果との関係】</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタゾール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）【リスク評価結果との関係】</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
平成24年度上期	F	F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホスメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月1日付け厚生労働省発食安0301第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ホスメットの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年5月10日府食第490号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
平成24年度上期	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	エトフメセート
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安0305009号、平成22年6月18日付け厚生労働省発食安0618第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトフメセートの一日摂取許容量（ADI）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年5月31日府食第546号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成25年9月24日開催の部会にて審議したが残留試験の分析法について確認が必要となり、確認が取れ次第再度部会審議予定
施策の概要等	（施策の概要）  <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
平成24年度上期	F	C	A'			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピネトラム（第3版）		
評価品目の分類	農薬		
用途	殺虫剤		
評価要請機関	厚生労働省		
評価結果通知先	厚生労働省		
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第3号		
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号		
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価		
評価目的の具体的内容	－		
評価結果の概要	スピネトラムの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月22日府食第611号）		
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>			
施策の検討経過	<p>【適用拡大】</p> <p>平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申</p> <p>【インポートトレランス】</p> <p>平成25年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成26年3月24日～平成26年4月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申</p>		
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	評価結果は適用拡大とインポートトレランスの両方を踏まえたものであったが、インポートトレランスによる基準値設定について追加資料が必要となったため、適用拡大の基準値設定を先に部会で審議した。インポートトレランスの基準値設定については、追加資料の確認に時間を要したが、その後部会で審議した。		
施策の概要等	<p>【適用拡大】</p> <p>平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用</p> <p>（施策の概要）</p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">TMDI/ADI (%)</td> </tr> </table>		TMDI/ADI (%)
	TMDI/ADI (%)		

		国民平均	20.7
		幼小児（1～6歳）	35.6
		妊婦	16.6
		高齢者（65歳以上）	20.5
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項			
a. ポジティブリスト関連			
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）		
c. 農作物以外への残留基準設定			
d. 清涼飲料水関係			

スピネトラム(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	
はくさい	○ 1	
キャベツ	○ 0.5	0.5
こまつな	○ 5	
カリフラワー	○ 0.5	
ブロッコリー	○ 2	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.5	0.5
アスパラガス	○ 0.3	
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 0.7	
なす	○ 0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	
メロン類果実	○ 0.1	
みかん	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 0.3	
レモン	○ 0.7	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.3
グレープフルーツ	○ 0.7	0.3
ライム	○ 0.7	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 0.5	
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.5	

スピネトラム(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	○ 2	2
ブルーベリー	○ 0.5	
ぶどう	○ 0.5	
その他の果実	○ 0.2	0.2
ぎんなん	○ 0.01	0.01
くり	○ 0.01	0.01
ペカン	○ 0.01	0.01
アーモンド	○ 0.01	0.01
くるみ	○ 0.01	0.01
その他のナッツ類	○ 0.01	0.01
茶	○ 3	3
その他のスパイス	○ 3	
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.2	0.2
豚の脂肪	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.2
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	0.01

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
平成24年度上期	F	E	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ボスカリド（第4版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第8号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ボスカリドの一日摂取許容量（ADI）を0.044mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年8月6日府食第719号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日～平成26年3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>35.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>65.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>33.9</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	35.1	幼小児（1～6歳）	65.6	妊婦	28.4	高齢者（65歳以上）	33.9
	EDI/ADI (%)										
国民平均	35.1										
幼小児（1～6歳）	65.6										
妊婦	28.4										
高齢者（65歳以上）	33.9										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ボスカリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.7	
大麦	○ 3	3
ライ麦	○ 0.5	
とうもろこし	○ 0.1	
そば	○ 0.1	

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の穀類	○ 0.5	
大豆	○ 3	2
小豆類	○ 3	2.5
えんどう	○ 3	2.5
そら豆	○ 3	2.5
らっかせい	○ 1	0.05
その他の豆類	○ 3	2.5
ばれいしょ	○ 2	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 2	0.05
かんしょ	○ 2	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 2	0.05
こんにゃくいも	○ 2	
その他のいも類	○ 2	0.05
てんさい	○ 2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 40	
かぶ類の根	○ 2	
かぶ類の葉	○ 40	10
西洋わさび	○ 2	0.7
クレソン	○ 40	
はくさい	○ 40	3.0
キャベツ	○ 5	3.0
芽キャベツ	○ 5	3.0
ケール	○ 40	18
こまつな	○ 40	18
きょうな	○ 40	18
チンゲンサイ	○ 40	18
カリフラワー	○ 5	3.0
ブロッコリー	○ 5	3.0
その他のあぶらな科野菜	○ 40	18
ごぼう	○ 2	0.7
サルシフィー	○ 2	0.7
アーティチョーク	○ 30	
チコリ	○ 40	
エンダイブ	○ 40	
しゅんぎく	○ 40	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 40	20
その他のきく科野菜	○ 40	2
たまねぎ	○ 5	3.0
ねぎ(リーキを含む。)	○ 5	3.0
にんにく	○ 5	3.0
にら	○ 3	3.0
アスパラガス	○ 30	
わけぎ	○ 5	

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のゆり科野菜	○ 30	3.0
にんじん	○ 2	0.7
パースニップ	○ 2	0.7
セロリ	○ 30	2.5
その他のせり科野菜	○ 5	0.7
トマト	○ 5	5
ピーマン	○ 10	10
なす	○ 3	2
その他のなす科野菜	○ 40	15
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 5	5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 3	1.6
しろうり	○ 3	1.6
すいか	○ 2	1.6
メロン類果実	○ 2	1.6
まくわうり	○ 2	1.6
その他のうり科野菜	○ 40	1.6
ほうれんそう	○ 40	
たけのこ	○ 30	1.6
オクラ	○ 3	
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 5	1.6
えだまめ	○ 3	2.0
その他の野菜	○ 40	1.6
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 10	10
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実	○ 10	10
りんご	● 2	3.0
日本なし	○ 3	3.0
西洋なし	○ 3	3.0
マルメロ	○ 3	3.0
びわ	○ 3	3.0
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 3	3
あんず(アブリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 10	3
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 15	15

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ラズベリー	○ 10	3.5
ブラックベリー	○ 10	3.5
ブルーベリー	○ 10	3.5
クランベリー	○ 10	
ハックルベリー	○ 10	3.5
その他のベリー類果実	○ 10	3.5
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	1
バナナ	○ 0.6	0.2
その他の果実	○ 10	1.2
ひまわりの種子	○ 1	0.6
ごまの種子	○ 1	
べにばなの種子	○ 1	
綿実	○ 1	
なたね	○ 4	3.5
その他のオイルシード	○ 1	
ぎんなん	○ 0.05	0.05
くり	○ 0.7	0.70
ペカン	○ 0.7	0.70
アーモンド	○ 0.7	0.70
くるみ	○ 0.7	0.70
その他のナッツ類	○ 1	1
茶	○ 10	
コーヒー豆	○ 0.05	0.05
ホップ	○ 60	35
その他のスパイス	○ 40	40
その他のハーブ	○ 40	30
牛の筋肉	○ 0.2	0.10
豚の筋肉	○ 0.2	0.05
羊の筋肉		0.10
馬の筋肉		0.10
山羊の筋肉		0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の筋肉		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	
牛の脂肪	○ 0.7	0.30
豚の脂肪	○ 0.7	0.10
羊の脂肪		0.30
馬の脂肪		0.30
山羊の脂肪		0.30
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の脂肪		0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.7	

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の肝臓	● 0.2	0.35
豚の肝臓	○ 0.2	0.10
羊の肝臓		0.35
馬の肝臓		0.35
山羊の肝臓		0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の肝臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.2	
牛の腎臓	● 0.2	0.35
豚の腎臓	○ 0.2	0.10
羊の腎臓		0.35
馬の腎臓		0.35
山羊の腎臓		0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の腎臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.2	
牛の食用部分	● 0.2	0.35
豚の食用部分	○ 0.2	0.10
羊の食用部分		0.35
馬の食用部分		0.35
山羊の食用部分		0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の食用部分		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.2	
乳	○ 0.1	0.10
鶏の筋肉	● 0.02	0.05
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	● 0.02	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	● 0.02	0.10
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	● 0.02	0.10
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	● 0.02	0.10
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	
干しぶどう	○ 10	10
どうがらし(乾燥させたもの)	○ 10	

ボスカリド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
落花生油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 0.2	0.15
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 5	5.0

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
平成24年度上期	F	F	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シプロジニル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第5号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	シプロジニルの一日摂取許容量（ADI）を0.027mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年9月24日府食第840号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年10月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成26年2月3日～平成26年3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料（作残試験等）の入手に時間を要したため。										
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>39.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>18.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	18.3	幼小児（1～6歳）	39.8	妊婦	13.5	高齢者（65歳以上）	18.5
	EDI/ADI (%)										
国民平均	18.3										
幼小児（1～6歳）	39.8										
妊婦	13.5										
高齢者（65歳以上）	18.5										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

シプロジニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.5	0.5
大麦	○ 3	2
ライ麦	○ 0.5	0.5
とうもろこし	○ 0.5	0.5
そば	○ 0.5	0.5
その他の穀類	○ 0.5	0.5
大豆	○ 0.1	0.1

シプロジニル(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	○ 0.6	0.1
えんどう	○ 0.2	0.1
そら豆	○ 0.6	0.1
その他の豆類	○ 0.6	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
かぶ類の葉	○ 10	10
クレソン	○ 50	30
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 1	1
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
カリフラワー	○ 1	1
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜	● 10	30
チコリ	● 10	30
エンダイブ	○ 50	30
しゅんぎく	○ 50	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 10	1
その他のきく科野菜	○ 50	30
たまねぎ	○ 0.6	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 4	4
その他のゆり科野菜	○ 4	3
にんじん	○ 2	0.8
パセリ	○ 50	30
セロリ	○ 30	30
その他のせり科野菜	○ 30	30
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.7	0.2
未成熟えんどう	○ 2	0.6
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 2	0.6
その他の野菜	○ 2	0.5
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	● 1	5
レモン	● 3	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 3	5
グレープフルーツ	● 3	5

## シブロジニル(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ライム	● 3	5
その他のかんきつ類果実	● 3	5
りんご	○ 5	5
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 5	2
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 5	1
ラズベリー	○ 10	2
ブラックベリー	○ 10	2
ブルーベリー	○ 5	3
ハuckleベリー	○ 3	3
その他のベリー類果実	○ 10	10
ぶどう	○ 5	5
かき	●	5
バナナ	●	5
キウイ	○ 0.3	
パパイヤ	● 1	5
アボカド	● 1	5
パイナップル	●	5
グアバ	●	5
マンゴー	● 1	5
パッションフルーツ	●	5
その他の果実	● 2	3
なたね	○ 0.03	
その他のオイルシード	●	3
アーモンド	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類	○ 0.1	0.1
その他のスパイス	● 15	30
その他のハーブ	○ 50	30
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.01	0.01
豚の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	0.01
牛の肝臓	○ 0.01	0.01

## シプロジニル(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.0004	0.0004
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.0004
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.0004
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.0004
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.0004
魚介類(貝類に限る。)		0.0004
魚介類(甲殻類に限る。)		0.0004
その他の魚介類		0.0004
魚介類	○ 0.03	
はちみつ	○	0.0004
小麦ふすま	○ 2	2
すもも(乾燥させたもの)	●	5
干しぶどう	○ 5	5

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末
平成23年度下期	F	F	D	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロチアニジン（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量（ADI）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第224号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年11月11日、食品安全委員会に、適用拡大(稲、さとうきび等)について食品健康影響評価を依頼 平成26年4月7日、食品安全委員会に、急性影響について食品健康影響評価を依頼 平成26年9月30日現在、4月に諮問した評価結果通知がなされ次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	パブリックコメント（実施時期：平成25年10月4日～11月2日）の整理に時間を要したため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末
平成23年度上期	F	F	F	F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（第3版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>なお、米国は、各種毒性試験で認められた血漿ChE 活性低下等から、各種毒性試験における無毒性量の最小値を0.03 mg/kg 体重/日とし、不確実係数100で除した0.0003 mg/kg体重/日を慢性参照用量（cRfD）と設定している。</p> <p>また、1982年にFAO/WHO合同残留農薬専門委員会（JMPR）は、各種毒性試験成績から、脳ChE 活性阻害に対する無毒性量を1mg/kg体重/日、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量を0.1 mg/kg体重/日としている。その上で、脳ChE活性阻害に対する無毒性量1 mg/kg体重/日については、ラット、マウス及びイヌにおける試験成績を安全係数100で除し、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量0.1mg/kg体重/日については、ヒト試験成績を優先し、ヒト志願者における試験成績を安全係数10で除してADIを0.01 mg/kg体重/日と設定している。</p> <p>しかし、本調査会は、血漿ChE活性阻害については、毒性学的に意義が小さいとして毒性影響と考えず、また、評価書「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要 14. その他の試験（2）ヒト志願者における投与試験&lt;参考データ&gt;」のとおり、ヒト志願者における投与試験成績を採用しないとの合意を得た上で、従来日本では有機リン剤のADI 設定の際に赤血球ChE 活性阻害がエンドポイントとして採用されていたという経緯との整合性をかんがみて、各試験の無毒性量の最小値であり、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量でもある0.1 mg/kg 体重/日をADI 設定根拠とし、安全係数を100 としたものである。</p> <p>（平成23年6月2日府食第443号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>評価結果がそれまで設定されていたADI の値（JMPR 値と同等）の10分の1となり、暴露評価において、ADI 占有率が80%を超えたことから基準値全体の見直しが必要となった。適用作物の削除等を農林水産省経由で農薬メーカーに依頼したところ、薬事・食品衛生審議会ですべてこれまで利用されていない暴露評価の方法が提案されたため調整に難航している。現在、基準値及び暴露評価の方法について農薬メーカーと協議中。輸入等への影響を少なくするため、食品ごとの検出値、輸入量、生産量等を考慮し、基準値を優先的に下方修正する作物を調整しているところ。</p> <p>協議・調整が済み次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	<p>暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要しているため。また、ARfD設定のために再諮問を検討中。</p>
施策の概要等	

	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末
平成23年度上期	F	F	F	F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセタミプリド（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>アセタミプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.071mg/kg体重/日と設定する。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>○参考：急性参照用量（ARfD）※</p> <p>アセタミプリドの急性的な毒性影響について、諸外国の手法を参考に、急性的な毒性影響の指標を参考情報として示すこととした。</p> <p>アセタミプリドの単回投与試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットの急性神経毒性試験で得られた10 mg/kg 体重であったことから、これを安全係数100で除した0.1mg/kg 体重/日を急性参照用量（ARfD）とすることが妥当と考えられた。</p> <p>一度に摂取するアセタミプリドの量がこれを下回る場合、急性的な毒性影響は生じないと考えられた。</p> <p>※：ヒトの24 時間又はそれより短時間の経口摂取により健康に悪影響を示さないと推定される量 (平成23年6月9日府食第469号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末
平成23年度上期	F	F	F	F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	MCPA
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第79号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	MCPAの一日摂取許容量（ADI）を0.0019mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年6月16日府食第498号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	F	F	F	F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末	平成32年9月末
F						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセフェート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年7月8日付け厚生労働省発食安第0708001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アセフェートの一日摂取許容量（ADI）を0.0024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年7月22日府食第564号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		G	G	G	G	G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
G	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キザロホップエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305012号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>キザロホップエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg 体重/日と設定する。          &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;</p> <p>なお、入手可能な試験成績は、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルのみであったことから、本評価にキザロホップPテフリルは含まないこととする。</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成21年10月22日府食第1006号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成26年4月8日 食品安全委員会から評価結果を受理（キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルとしてグループADI設定）</p> <p>平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			G	G	G	G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
G	G	G				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンダイオカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンダイオカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年8月27日府食第825号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、農薬として食品安全委員会で評価された後、動物用医薬品としての用途が確認されたことから、動物用医薬品としても評価依頼を行う必要があり、残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、豪州大使館からのデータ入手に時間を要しているため。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	動物用医薬品としての資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
E	E	E	E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	メタミドホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタミドホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARFD）0.003mg/kg体重/日 （平成20年5月1日府食第475号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成20年9月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（結果、継続審議とされた。） 平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を再び行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月 末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末
F	F	E	C	C	C	A

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン						
評価品目の分類	農薬						
用途	除草剤						
評価要請機関	厚生労働省						
評価結果通知先	厚生労働省						
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号						
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項						
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価						
評価目的の具体的内容	－						
評価結果の概要	フルリドンの一日摂取許容量（ADI）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）						
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>							
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～平成24年10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁協議 平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申						
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	海外から追加のデータ提出があり、その結果を踏まえ改めて薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行ったため。						
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>TMDI/ADI (%)</td> </tr> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.6</td> </tr> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.7	幼小児（1～6歳）	1.6
	TMDI/ADI (%)						
国民平均	0.7						
幼小児（1～6歳）	1.6						

		妊婦	0.6
		高齢者（65歳以上）	0.5
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項			
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）		
b. 新規登録、適用拡大等			
c. 農作物以外への残留基準設定			
d. 清涼飲料水関係			

フルリドン(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.1
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	○ 0.1	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類	●	0.1
てんさい	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	○ 0.1	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.1	0.1

## フルリドン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のきく科野菜	●	0.1
にんじん	○ 0.1	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	○ 0.1	0.1
ピーマン	○ 0.1	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.1	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しろり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわり	●	0.1
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
未成熟いんげん	○ 0.1	0.1
その他の野菜	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	○ 0.1	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実	●	0.1
りんご	○ 0.1	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	○ 0.1	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.1	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実	●	0.1
アボカド	●	0.1
その他の果実	●	0.1

フルリドン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
綿実	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	0.1
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.1
豚の肝臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.1
牛の腎臓	●	0.1
豚の腎臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.1
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きんの筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家きんの肝臓	○	0.01
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家きんの腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(その他の魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.5

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	F	F	F	F	F	F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末	平成32年9月末
F						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	評価結果がそれまで設定されていたADIの値（JMPR値と同等）の10分の1となり、暴露評価において、ADI占有率が80%を超えたことから基準値全体的見直しが必要となった。適用作物の削除等を農林水産省経由で農薬メーカーに依頼したところ、薬事・食品衛生審議会ですべてこれまで利用されていない暴露評価の方法が提案されたため調整に難航している。現在、基準値及び暴露評価の方法について農薬メーカーと協議中。輸入等への影響を少なくするため、食品ごとの検出値、輸入量、生産量等を考慮し、基準値を優先的に下方修正する作物を調整しているところ。協議・調整が済み次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】

施策の実効性確保措置	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	<input type="checkbox"/> (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	<input type="checkbox"/> (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	<input type="checkbox"/> (ミネラルウォーター類)